

食の安全・安心推進横浜会議開催要領

制定 平成 24 年 3 月 21 日

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、食の安全・安心推進横浜会議運営要綱第 6 条に基づく会議の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議日程)

第 2 条 食の安全・安心推進横浜会議の会長（以下「会長」という。）は会議日程を定め、あらかじめ委員に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 会長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、会長は会議日程を変更することができる。

(開会等)

第 3 条 会議の開会、閉会等は、会長がこれを宣告する。

(発 言)

第 4 条 会議において発言しようとする者は、会長の許可を得た上で簡潔に発言しなければならない。

2 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮りこれを決定するものとする。

3 会長が必要と認めるとき又は委員からの発議があったとき、会長は委員以外の者を会議に招聘して意見又は説明等を求めることができる。

(会議録)

第 5 条 会議の会議録には次の事項を記録するものとする。

- (1) 日時・開催場所
- (2) 出席者・欠席者
- (3) 開催形態（公開、一部非公開等）
- (4) 議題・決定事項
- (5) 議事
- (6) 資料・特記事項

2 会議録は議事内容が明確となるよう作成し、会議又は委員の確認を得るものとする。ただし、会長が必要と認めた場合は、会長が指名した者の確認を得ることができる。

(会議資料の配布)

第 6 条 会議の公開にあたっては、傍聴者に会議資料を配布するものとする。この場合において、傍聴者に配布する会議資料の範囲は会長が定める。

(秩序の維持)

第7条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第8条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
(横浜市食の安全懇話会運営要領の廃止)
- 2 横浜市食の安全懇話会運営要領(平成16年)は、廃止する。